

韓国での観光プロモーション等実施に係る業務委託仕様書

岡山県（以下「本県」という。）が、韓国での観光プロモーション等の実施に係る業務を委託するに当たり、仕様書を次のとおり定める。

1 委託業務名

韓国での観光プロモーション等実施に係る業務

2 主旨

本県では韓国を重点市場の一つに位置付け、一般消費者や旅行会社等に向けたプロモーションを行い、旅行先としての本県の認知度向上に努めてきたところである。

こうした中、韓国からの旅行者は訪日回数2～5回目が半数以上を占める一方で、近年、新たな旅行先として「小都市」の人気の高まっていることから、韓国において本県の観光プロモーションを実施し、現地旅行会社等の経営者層や一般消費者に直接働き掛け、本県の観光地の魅力を発信することにより、旅行商品の造成や訪問意欲の増進につなげ、韓国からの更なる誘客を促進する。

3 実施期間等

(1) 実施期間 令和7年11月1日（土）から4日（火）までの4日間

(2) 訪問人数 5人

(3) 行程表 次のとおり予定しているが、変更となる場合もある。

月 日	行 程 （【 】内に参加予定事業を記載）	宿泊地	移動 手段
11月1日（土）	神戸空港発（2名） 仁川国際空港着（〃）	ソウル市内泊	
11月2日（日）	岡山桃太郎空港発（3名） 仁川国際空港着（〃） 【一般消費者向け観光イベント】	ソウル市内泊	専用車
11月3日（月）	【関係機関訪問等】 【旅行会社等向け観光情報説明会】 【旅行会社等との意見交換会】	ソウル市内泊	専用車
11月4日（火）	仁川国際空港発 岡山桃太郎空港着		専用車

4 委託業務

受託者が行う業務内容（以下「委託業務」という。）は次のとおりとし、必要な費用は全て委託料に含めることとする。

(1) 一般消費者向け観光イベント

- ・ 3（3）の行程表（以下単に「行程表」という。）中、11月2日（日）の【一般消費者向け観光イベント】について、事業内容を企画、提案すること。

- ・ 開催場所は、ソウル市内の利便性の高い施設とし、企画の内容に応じた適切な規模の会場を確保すること。
- ・ 開催時間は15時から17時までの2時間程度を想定すること。
- ・ メディアやSNS等で告知し、事前申込制にする等、参加者を確保するよう工夫すること。
- ・ メインターゲットは、20～30代の地方への関心が高い訪日リピーター層とし、参加者には、インフルエンサーやブロガー等、イベントの情報を発信することで、岡山とソウルを結ぶ直行便（フルサービスキャリア）を利用した本県への来訪促進につながる訴求効果の高い発信が可能な者を招請すること。
- ・ 実施に当たっては、参加者の興味を引き、発信力のある存在（本県への訪問経験がある現地タレントやインフルエンサー等）を起用するなど、本県が来訪先として認知されるための工夫を凝らすこと。
- ・ 内容については、テーマを本県の魅力の一つである「フルーツ」に設定し、「くだもの王国おかやま」ならではの高品質なフルーツの魅力が一般消費者に十分伝わるようなものとする。
- ・ イベントの広告や会場の装飾については、テーマに合う統一感のあるものとし、参加者が自身のSNS等で主体的にイベントの様子を発信したくなるような仕掛けを施すこと。
- ・ 現地において広く本事業の取組を伝えるため、ケーブルテレビやインターネットテレビなど現地メディアを1社以上招請し、主催者及び参加者へのインタビュー等の手配を行うこと。

（2）旅行会社等への観光情報説明会等

- ・ 行程表中11月3日（月）の【旅行会社等向け観光情報説明会】及び【旅行会社等との意見交換会】について、事業内容を企画、提案すること。
- ・ 招待者は提案によるが、本県への送客実績がある旅行会社や本県への旅行商品の造成・販売に意欲的な旅行会社をはじめ、近年韓国において人気の高まっている「小都市」をテーマとした旅行商品の造成・販売実績のある旅行会社等を対象とすること。
- ・ 開催場所は、ソウル市内の利便性の高い施設とし、企画内容に応じた適切な規模の会場を確保すること。
- ・ 開催時間は15時から17時までの2時間程度を想定すること。
- ・ 旅行会社等向け観光情報説明会においては、本県への旅行商品造成につながる観光関連情報を盛り込んだプレゼン資料（投影用・配付用）を作成すること。
- ・ 観光情報説明会後に開催する旅行会社との意見交換会においては、立食形式の軽食を提供するものとし、招待者全員分の量を適切な範囲で用意すること。また、招待者との交流が深まる場となるよう工夫を凝らすこと。
- ・ 日本側及び現地のメディア関係者等の受入れも想定し、メディア等への広報に努めること。
- ・ 招待者に対し岡山県ならではの魅力的な来場プレゼントを用意することとし、抽選会の実施など効果的な企画等を提案すること。

(3) 関係機関訪問等

- ・ 本県により事前に調整を行う関係機関の訪問等については、訪問等が決定した場合、本県の指示に従い必要な連絡調整や手配等を行うこと。

(4) ルーターの手配

- ・ 職員が滞在する期間内、常時インターネットへの接続を可能とするため、必要な台数のWi-Fiルーターの手配を行うこと。

(5) 航空券等の手配等

行程表のとおり手配を行うこと。

① 航空券

- ・ ビジネスクラス2席、エコノミークラス3席（うち2席は11月1日（土）出発）を手配すること。（添乗員分を除く。燃油サーチャージ、各空港使用料等を含む。）
- ・ 座席は事前に指定すること。
- ・ 発着地については、行程表のとおりであるが、フライトスケジュールの影響で変更になる場合は、合わせて手配すること。

② 宿舎

- ・ デラックスクラス以上2室、スタンダードクラス以上3室（うち2室は11月1日（土）宿泊分から）を宿泊地の同一宿舎内に確保し、チェックイン等に係る便宜供与、デポジット提供、代金支払及び精算を行うこと。（添乗員分を除く。）
- ・ 朝食付きとすること。
- ・ 添乗員も同じ宿舎内に部屋を確保すること。
- ・ 提案書には、宿舎の概要が分かる資料を添付すること。

③ 旅行保険への加入

訪問団員に係る旅行保険加入手続きを行うこと。

(6) 添乗員等の手配

11月2日（日）以降、行程表のとおり、次の手配を行うこと。

① 添乗員

国内を含む全行程にわたり、③の日本語ガイド以外の1名が添乗すること。

② 通訳

必要な通訳を手配すること。なお、通訳者は、国又は地方公共団体が実施する関連イベント等における通訳実績を有する者を手配すること。

③ 日本語ガイド

必要な日本語ガイドを手配すること。

④ 専用車

- ・ 現地の空港、宿舎及び用務先等の移動に必要な専用車を手配すること。
- ・ 専用車は、15人以上の乗車が可能なものとし、同人数分のスーツケース等の積載が可能であること。
- ・ 提案書には、専用車の車種を記載するとともに写真入りの資料を添付すること。

(7) 食事の手配

- ・ 3（1）の期間内に必要となる食事及び飲料の代金については、委託料に

含めない（宿舎での朝食を除き、個人負担とする。）が、円滑なスケジュール進行の必要性から、事前予約、一行を代表しての代金支払、事後精算の業務を行うこと。

- ・ 4（3）により、本県主催行事を開催する場合は、その食事及び飲料の代金については、委託料に含めることとし、人数は5人で積算すること。

（8）本県産品の手配

韓国において、本県を各方面で広く情報発信してもらうため、本県特産品を用意すること。

① 【一般消費者向け観光イベント】

- ・ 岡山県ならではの、かつ、イベントテーマに沿った魅力的な来場者プレゼントを用意することとし、その内容は提案によること。

② 【旅行会社等向け観光情報説明会】

- ・ 提供する軽食でも本県特産品を使用するよう努めること。
- ・ 抽選会も開催することとし、商品を贈呈する相手は、韓国側参加者（旅行エージェンツ等）を想定し、岡山県賞（仮称）及び特別賞（仮称）の2種類を用意すること。
- ・ 数量は、岡山県賞（仮称）1種類以上、特別賞（仮称）5種類以上とし、内容は提案によること。
- ・ 上記特産品とは別に魅力的な岡山県ならではの来場者プレゼントを用意することとし、その内容も提案によること。

③ 【関係機関訪問等】

- ・ 訪問先等に手土産が必要な場合は、準備すること。

（9）資材の発送等

- ・ 委託業務の実施に当たり、必要となる資材の発送、受取、保管、必要な場所への搬送、残品の返送等を行うこと。（梱包、通関業務等を含む。）
- ・ 資材の発送等に当たっては、本県の指示に従うこと。

（10）独自提案

委託業務の実施に当たり、効果的な企画やメディアを活用したプロモーション等がある場合は、独自提案として提案書に盛り込むこと。

5 委託業務に係る留意点

- （1）委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。
- （2）委託業務の実施に当たっては、本県韓国PRデスク（株式会社リンカイ）と連携の上、実施すること。
- （3）本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用・流用等をしてはならない。
- （4）委託業務の実施に当たり、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- （5）観光情報説明会の会場等については、本県が指定する場合があること。
- （6）本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。

- (7) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (8) 本仕様書の記載内容に関し、設定がない場合等については、あらかじめ本県に相談すること。
- (9) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (10) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。

6 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

7 委託限度額

8, 557, 000円（消費税等を含む。）

8 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）2部
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部観光課
- (3) 提出期限 令和8年2月27日（金）
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
 - ②委託業務の実施による効果を調査し、取りまとめること。